

一般社団法人 機密情報抹消事業協議会
平成 30 年度第 2 回理事会議事録

日 時: 平成 31 年 1 月 9 日 (水) 15:10～17:30
場 所: ガーベラ会議室
5 名、定足数 3 名
出席者: 理事: 5 名
(理事出席) 大久保薫、石川喜一郎、昇塚清謙、加藤達也、菊地正弘
議題事項: 適合証明検査基準 (以下「認定基準」という。) の取扱いについて
配布資料

理事総数 5 名のうち 5 名の理事が出席した。事務局が、定款第 34 条に定める定足数を満たしており、本日の理事会は成立することを報告した。

1 認定制度説明会について

事務局が以下の説明を行った。1/29 の認定制度説明会では、検討委員会委員が「適合証明検査基準」の内容の説明を行い、会場 (参加者) から質問に回答する手順を進める予定である。説明会では、適合証明検査に必要な費用を提示する必要があるが、これについては理事長が料金案を作成し、役員の見解を聴くこととする。

説明会の翌日から約 1 ヶ月間を意見・質問期間とし、その後検討委員会で第一次案の修正作業を行う。認定制度の正式導入は、2019 年 7 月として準備を進める。

現時点で会員から、認定制度についてつぎの質問が寄せられている。

- ① 今回の認定の取得は協議会会員としての義務か?
- ② ISO27001 の認証を取得しているが、さらに協議会の適合認定を取得する意義があるのか?
- ③ 損害保険は、どのような内容 (保証) の保険に加入する必要があるのか?

来週時点の認定制度説明会の参加予定者リストを役員に送付する。

2 適合証明検査の指定検査機関について

事務局が、認定制度の適合証明検査の指定検査機関の候補として、一般財団法人日本品質保証機構 (JQA) の実績等について説明した。理事会として内定することとした。

3 ガイドライン改訂業務の受託について

事務局が、(公財) 古紙再生促進センターからのガイドライン改訂業務の受託内容について説明した。ガイドライン改訂素案を協議会内で検討する必要があるが、新たに検討委員会を設置するのではなく、理事会を複数回開催しそこで検討することとした。

4 定款変更について

事務局が団体名の変更及び定款の事業内容に変更には、社員総会の決議が必要である旨を説明した。事業内容の変更については、事務局案を作成し、5 月に開催予定の理事会で最終 (案) を決定することとした。現状で考えられる追加・変更項目は以下のとおりである。

- 適合認定制度の運営
- 正会員を対象とした自己点検の実施
- 会員研修の実施
- 機密抹消事業に関する資格の付与事業
- 機密抹消に関する調査業務等の受託

5 入会条件の変更について






現状の正会員の入会条件としては、①正会員の推薦及び②ガイドラインの遵守の2つであるが、認定制度が導入されるとガイドラインの位置付けが変わってくる。こうした状況を踏まえて入会条件を再度検討する必要がある。事務局が入会条件（案）を作成し、5月に予定される理事会で決定することとした。

6 今後の日程について

今後の日程については以下のとおりとする。

- 2018年度事業監査 5月10日午後
- 2019年度第1回理事会 5月15日14:00～（会場等詳細は後日連絡）
- 2019年度定時社員総会 6月18日午後（青学会館）

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議長は本議事録を作成し、議長及び出席理事並びに出席監事の全員が記名押印する。

代表理事	大久保 薫	
理事	石川 喜一朗	
理事	昇塚 清謙	
理事	加藤 達也	
理事	菊地 正弘	
監事	市川 諭	